

# 飼養衛生管理マニュアル



有限会社鬼怒グリーンファーム

作成・承認日:2021年12月3日 作成者:加藤達人 承認者:加藤清文

# 飼養衛生管理マニュアル

本農場の従事者及び衛生管理区域に出入りする者が行う衛生対策の方法は、このマニュアルに従うこと。

## 1 農場外での対策

- 農場外での家畜等の取扱い禁止及び狩猟の禁止 ······ 1-1
- 海外渡航時及び帰国後の対策 ······ 1-2
- 海外からの肉製品の持込み禁止 ······ 1-3

## 2 衛生管理区域入退場の際の対策

- 衛生管理区域入退場時の動作フロー ······ 2-1
- 車両入退場時の動作フロー ······ 2-2

## 3 衛生管理区域の管理及び対策

- 野生動物の侵入防止対策 ······ 3-1
- 愛玩動物の飼育禁止 ······ 3-2
- 農場内への不適切な物品の持込み禁止及び工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 ······ 3-3

## 4 その他

- 特定症状が確認された場合の緊急連絡網 ······ 4-1

# 飼養衛生管理者

国生本場

畜舎名	日齢	飼養頭数	飼養衛生管理者	充足率
A	満 24 月齢～	50	田 中 和 朗	25
	満4月齢～満 24 月齢未満	90	田 中 和 朗	3
B	満4月齢～満 24 月齢未満	220	田 中 和 朗	7.3
C	満 24 月齢～	100	阿久津 光	50
	満4月齢～満 24 月齢未満	100	田 中 和 朗	3.3
D	満 24 月齢～	100	阿久津 光	50
	満4月齢～満 24 月齢未満	100	田 中 和 朗	3.3
E	満4月齢～満 24 月齢未満	140	田 中 和 朗	4.7
ラウンド	満4月齢～満 24 月齢未満	30	田 中 和 朗	1
育成舎	満4月齢～満 24 月齢未満	60	田 中 和 朗	2

坂手農場

畜舎名	日齢	飼養頭数	飼養衛生管理者	充足率
A	満4月齢～満 24 月齢未満	200	中山 健一	6.7
B	満 24 月齢～	40	加藤 達人	20
	満4月齢～満 24 月齢未満	140	中山 健一	4.7
C	満 24 月齢～	160	加藤 達人	80

酒寄牧場

畜舎名	日齢	飼養頭数	飼養衛生管理者	充足率
1	満 24 月齢～	30	酒 寄 誠 人	15
	満4月齢～満 24 月齢未満	30	酒 寄 誠 人	1
2	満4月齢～満 24 月齢未満	60	酒 寄 誠 人	2
3	満 24 月齢～	30	酒 寄 誠 人	15
	満4月齢～満 24 月齢未満	30	酒 寄 誠 人	1
4	満4月齢～満 24 月齢未満	40	酒 寄 誠 人	1.3
5	満4月齢～満 24 月齢未満	40	酒 寄 誠 人	1.3

## ○農場外での家畜等の取扱い禁止及び狩猟の禁止

原則として、農場外で牛等を扱ったり、狩猟など野生動物に接触するような行為は行わない。

- 止むを得ず接触した場合は、新しい衣類及び靴に着替えて当農場に入る。



1 - 1

## ○海外渡航時及び帰国後の対策

原則、口蹄疫等が発生している地域へは渡航しない。

- 渡航先では、絶対に畜産関係施設に立ち寄らない。
- 帰国後1週間は、自農場を含め他の畜産施設等に絶対に立ち入らない。  
(その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。)
- 海外渡航歴は、1年間必ず記録に残す。



※従業員が、止むを得ない事情により海外へ渡航する際は、事前に飼養衛生管理者へ報告する。

1 - 2

## ○海外からの肉製品の持込禁止

海外からの肉製品を日本に持ち込んではならない。

- 家畜保健衛生所から提供される資料や、動物検疫所のHP等で持ち込み禁止の地域（国）を確認し、該当地域の外国から、肉、ソーセージ、餃子等の食品の日本への持込や郵送を絶対に行なわない。



1 - 3

#### ○衛生管理区域入退場時の動作フロー

衛生管理区域内に立ちに入る者に、手指消毒と区域専用の衣服、長靴を着用させるとともに、農場立入チェック表に記入させる。

○農場に設置された農場立入チェック表には、  
所属・氏名、目的、消毒の有無、海外への  
渡航歴を記入させる。

### 農場立入チェック表

## ★農場における防疫のための更衣

## 衣服・靴の着用

- ①衛生管理区域出入口で手指・靴底の消毒を行う。
  - ②衛生管理区域更衣室で専用衣服・長靴を着用する。自宅で専用衣服を着用し、直接農場に入る場合も更衣とみなす。
  - ③さらに畜舎に入る際は、踏込消毒槽で消毒を実施する。また、手指消毒も実施する。

※着脱前後の衣服、靴は、分離保管（袋や車内）するなど、接触させないように留意すること。

## 衣服・靴の脱衣

- ①長靴をブラシで洗浄後、畜舎出入口の踏込消毒槽で消毒する。
  - ②衛生管理区域更衣室で専用衣服・長靴を脱ぎ、外服、外靴に着替える。
  - ③手指の洗浄と消毒をおこなう。
  - ④衛生管理区域から退場する。

※農場専用衣服については、別途、  
洗濯し適切に保管する。

## 手指の洗浄・消毒

消毒場所：衛生管理區域出入口、畜舍出入口

- ・消毒薬：消毒用アルコール（70%）
  - ・手洗い石けん等を使い、手のひらだけでなく、指や爪の間もしっかり洗う。
  - ・手全体がしっとりする程度、消毒薬を吹きかける。
  - ・消毒薬を揉み込むように手のひら・甲・指の間・手首を消毒する。



## 長靴の洗浄・消毒方法

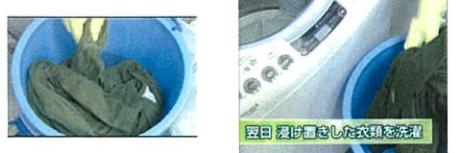
消毒場所：衛生管理區域出入口、畜舍出入口

- ・消毒薬：クリアキル（1000倍）
  - ・水道または洗浄槽で、長靴の汚れ（特に裏面の汚れ）をブラシ等を使って洗浄する。
  - ・踏込消毒槽に、長靴全体をしっかり浸して消毒する。
  - ・保管場所に保管し、自然乾燥する。



## 衣服の洗濯方法

- ・洗濯洗剤（規定量）
  - ・衣服を洗濯機で洗濯する。
  - ・自然乾燥させ、保管場所に保管する。



# ○車両入退場時の動作フロー

車両で衛生管理区域内に立ちに入る者に、衛生管理区域境界の消毒場所で車両の消毒を行わせ、農場立入チェック表に記入させる。

○農場に設置された農場立入チェック表には、所属・氏名、目的、車両消毒の有無、海外への渡航歴を記入させる。

農場立入チェック表
（記入欄）

農場立入チェック表

## 入場時

- ①消毒場所で車両を消毒し、備え付けの消毒用アルコール・消毒綿セットを車内に持ち込む。
- ②ハンドル、フロアマットなど、消毒用アルコール・消毒綿で消毒する。また、車から降りる際は、消毒用アルコールを靴底にスプレーしてから降りる。

## 退場時

- ①消毒場所で車両を消毒する。
- ②ハンドル、フロアマットなど、消毒用アルコール・消毒綿で消毒する。
- ③使用済みの消毒綿は、所定のごみ箱に捨て、消毒用アルコール・消毒綿セットを所定の場所に戻す。

## 車両の消毒

### ○石灰帯による消毒の場合

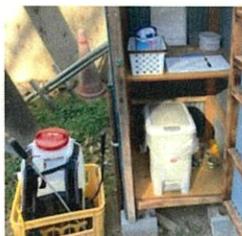
- ・石灰帯は車輪全体が消毒できる幅で散布する。
- ・石灰帯は1週間に1回散布しなおす。  
(雨で石灰が流れた場合は、散布しなおす。)



### ○動力噴霧器による消毒の場合

- ・消毒薬：アストップ200（希釈倍率：2000倍）

農場入口に設置されている消毒用キットを使い消毒する。



車全体、タイヤ周りも入念に消毒する。



車内全体をスプレー消毒し、消毒綿で拭き取る。

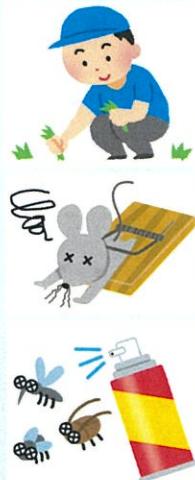
衛生管理区域内で降りる時は、靴底をスプレー消毒する。



## ○ 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

野生動物の侵入防止対策を講じる。

○常に衛生管理区域内の整理整頓に務め、必要に応じて区域内外を除草し、ねずみの生息場所の低減を図る。



○ねずみ等の侵入跡（フン、かじった跡）が確認された場合は、侵入跡一帯に殺鼠剤や粘着シートを設置する。また、ハエなどの衛生害虫についても、粘着剤や殺虫剤を使用する。

○死亡した家畜を発見した場合、異常の有無を確認し、搬出までの間、野生動物が寄りつかないようブルーシートで覆う。

○ねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう、畜舎の給餌設備及び給水設備を隨時掃除する。

○飲用に適した水を確保する。

○牛舎に設置した防鳥ネットの破損部は、速やかに修理する。

3 - 1

## ○愛玩動物の飼養禁止

犬や猫などの愛玩動物を衛生管理区域内で飼育してはならない。

○原則、農場内で犬や猫を飼育しない。

○犬や猫に餌を与える場合は、衛生管理区域内に侵入しないよう区域外で餌やりをする。



3 - 2

## ○農場内への不適切な物品の持込み禁止及び工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

**病原体の侵入要因となるため、不適切な物品（他の畜産関係施設等で使用した物品や海外で使用した衣服等）は持ち込まない。**

- 農場内での作業に不必要的もの（私物）は持ち込まない。
- 畜舎や関連設備の修繕に係る工具・機材等は農場に備え付け、毎月1回、施設・設備・機械保守点検記録表により点検を行う。
- やむを得ず、衛生管理区域内に持ち込む際は消毒を行う。  
※物品の消毒方法は、添付の作業手順に従う。
- 畜舎や関連設備の修繕に係る工具・機材等は、使用後、衛生管理区域内の所定の場所に保管し、衛生管理区域外へ持ち出さないようにする。
- やむを得ず、持ち出す場合は充分に汚れを落とした後、上記と同様に、消毒を行ってから衛生管理区域外へ持ち出す。

### ※物品の消毒方法

対象資材	消毒剤 (洗浄剤)	消毒方法	手順
金属系工具 プラスチック系 小物	70%アルコール	消毒用アルコール・消毒綿で清拭	①水洗いする ②消毒用アルコールをスプレーする ③消毒綿で拭き取る
個体用の餌箱、 スコップ、ロープ	アストップ	浸漬消毒 (500倍)	①希釈消毒液に一晩浸漬する ②水洗い後、十分に乾燥させる

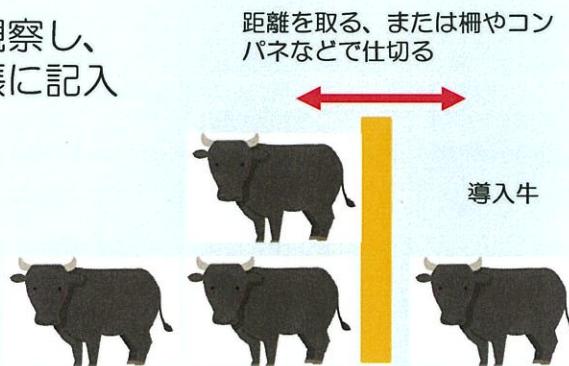
## ○導入時の隔離・観察

新しく牛を導入する際は、農場内の牛と接触させないように2週間隔離し、健康状態を観察、記録する。

○導入牛は、隔離牛舎や隔離牛房で2週間隔離飼育する。隔離牛舎等が確保できない場合は、農場内の牛と接触しないよう、コンパネ等で仕切りをつける。

○導入した牛については、健康状態を観察し、導入元や導入日、健康状態を記録台帳に記入する。

○導入した牛の管理は最後に行う。



3 - 4

## ○共同利用施設利用時の対策

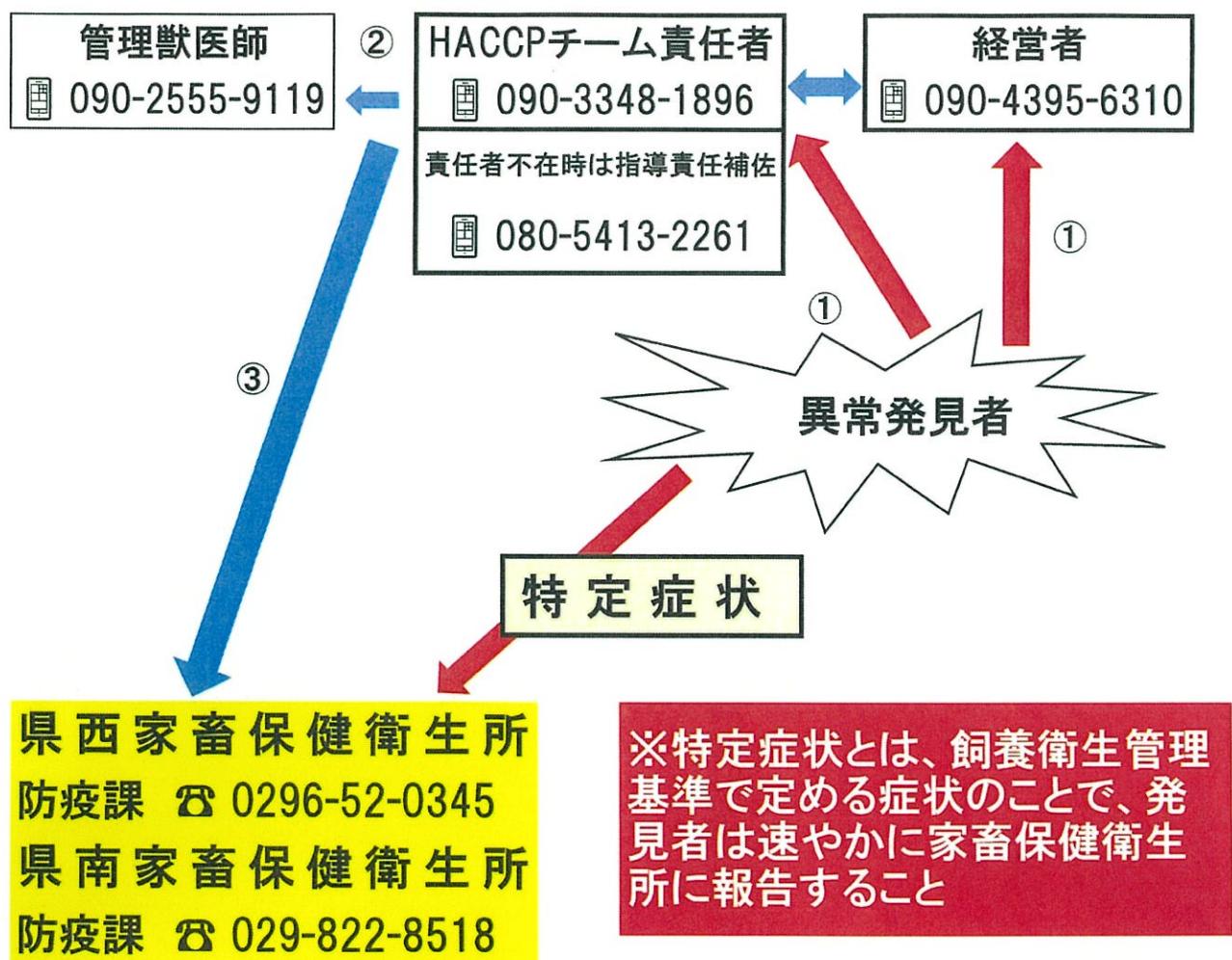
### 【家畜市場】 【と畜場】

- ①施設に入場の際は、車両の消毒を行う。
- ②車両から施設内に降り立つ前に、靴底、手指を、消毒用アルコールで消毒する。
- ③車内に乗り込む際には、消毒用アルコールで、衣服、靴底、手指、フロアマット、運転席も消毒する。
- ④退場の際は、車両の消毒を行う。
- ⑤共同利用施設から自農場の立ちに入る際は、入口で車両の消毒（石灰帯で可）を行う。また、施設に立ち入った際の衣服や靴は、自農場専用の衣服、靴に交換する。

3 - 5

## ○家畜伝染病の発生又は疑いが生じた場合の連絡網と対応

対応責任者:HACCPチーム責任者 加藤達人



※特定症状発見者は、  
速やかに家畜保健衛生所の防疫課に報告すること！

特定症状が確認された場合の対応手順については、  
「特定事項対応規定」を参照すること。

## 口蹄疫の特定症状（牛）（下記のいずれかの症状）

- ① 39.0°C以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0°C以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。
- ② 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
- ③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

### <牛> 口腔内の病変



### <牛> 乳頭、乳房の病変

